

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年4月10日	MTM JAPAN 株式会社(法人番号1120001125386) 代表者 車 奉根	大阪府大阪市西成区梅南二丁目4番26号	本社営業所	大阪府大阪市西成区梅南二丁目4番26号	輸送施設の使用停止(50日車)	道路運送法(以下「法」)第20条、及び法第27条第3項	令和7年9月11日、同年9月24日及び同年10月17日に新規許可を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(法第20条)、(2)点呼の実施義務違反【未実施】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項)、(3)点呼の記録義務違反【一部記録なし】(運輸規則第24条第5項)、(4)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(5)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(6)乗務員証の記載、携行義務違反【携行義務違反】(運輸規則第37条第3項)、(7)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【大部分不適切】(運輸規則第38条第1項)、(8)自動車に関する表示義務違反【表示なし】(法第95条)	5	5
令和8年4月13日	近鉄タクシー 株式会社(法人番号3120001023118) 代表者 市村 隆憲	大阪府大阪市天王寺区上本町9丁目4番17号	大阪総合営業所	大阪府大阪市天王寺区上本町9丁目4番17号	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	14	0
令和8年4月14日	ユニヴァーサルタクシー 株式会社(法人番号4140001014477) 代表者 梁瀬 康昭	兵庫県神戸市兵庫区駅南通2丁目1番地29号	本社営業所	兵庫県神戸市兵庫区駅南通2丁目1番地29号	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	5	0
令和8年4月16日	株式会社 なみはやタクシー(法人番号7120001152755) 代表者 森 剛志	大阪府寝屋川市秦町315-1	本社営業所	大阪府寝屋川市秦町315-1	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	0
令和8年4月20日	株式会社 ネックスター(法人番号4130001073037) 代表者 田中 徳明	京都府久世郡久御山町森川端43-1	本社営業所	京都府久世郡久御山町森川端43-1	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第27条第3項	令和8年1月19日、譲渡譲受を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【大部分不適切】(運輸規則第38条第1項)	1	1
令和8年4月20日	東京・日本交通 株式会社(法人番号8120001241565) 代表者 畠山 明秀	大阪府大阪市福島区福島6丁目2番6号802号	本社営業所	大阪府大阪市福島区福島六丁目5番11号	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	5	0
令和8年4月23日	新東宝タクシー 株式会社(法人番号1122001003365) 代表者 岸下 義幸	大阪府東大阪市小阪2丁目6番14号	本社営業所	大阪府東大阪市小阪2丁目6番14号	輸送施設の使用停止(40日車)	道路運送法(以下「法」)第13条	令和7年12月3日、苦情を端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(法第13条)	4	4

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年4月28日	東京・日本交通 株式会社(法人番号 6140001013659) 代表者 島山 明 秀	兵庫県神戸市東灘区御影 塚町2丁目28-20-201	本社営業所	兵庫県神戸市東灘区御影塚町2丁目28 番20号201	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(その他の道路交通法の違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0